

# 休憩施設補修工の作業手順

制定・改定日 2023.2.1

項 目	内 容	留 意 事 項
準 備 工	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業打合せ(KY活動)</li> <li>作業内容の確認</li> <li>作業人員の確認</li> <li>保護具の確認</li> <li>使用機械、資材、工具の点検</li> <li>規制内容の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材等落下災害及び飛散防止ネット転倒に関するKY活動を必ずいれて実施する。</li> <li>安全打合せ書による指示書の内容確認。</li> <li>業務マニュアルの活用。</li> <li>KY活動 その日使用する手持ち式振動工具に関するKY活動の実施及び手持ち式振動工具取扱説明書を用いて工具取扱確認を実施。</li> <li>安全データシートの確認。</li> <li>事前に施設障害システムに登録。</li> </ul>
作 業 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場KYと安全確認(飛散防止ネット転倒防止、しらすだ一作動確認)</li> <li>埋設物の確認</li> <li>有資格者による作業を行う。</li> <li>保護具の着用</li> <li>作業中の転倒に注意</li> <li>積み荷の落下防止</li> <li>休憩施設での作業は作業箇所を区切る。</li> <li>飛散防止処置</li> <li>誘導員の配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場KYを行い、不安全行動を防止する。</li> <li>埋設物近接時は通信ケーブル等損傷事故防止チェックリストに準じた対策を行う。</li> <li>作業前資格証の確認を行う。</li> <li>作業に合った保護具の着用をする。(切創手袋・防塵マスク・メガネ)</li> <li>作業中、足下の整理整頓を行い、安全に作業する。</li> <li>飛散防止ネット・シートを使用する。</li> <li>作業箇所をラバコン等で囲い、一般車、お客様の安全を確保する。</li> <li>ハツリ作業時に飛散防止ネットを使用し粉塵・ガラの飛散に十分注意する。</li> <li>誘導員による一般車・お客様の誘導を行う。</li> </ul>
作 業 後	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業箇所の清掃を竹ぼうき等で行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業箇所に小石など落ちていないか清掃後確認を行う。</li> </ul>
後片付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用した道具、機械、余った材料は、使用車両に積み込む。</li> <li>終礼の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用した道具等現場に忘れ物が無いか確認をする。</li> <li>安全打合せ書による。</li> </ul>

作業編成(標準)			機材		資材	安全器具・保護具	
作業責任者	1	名	2tトラック・巡回車	コーンバー		ヘルメット	防塵マスク
現場監視員	1	名	必要工具一式	立入禁止ロープ		反射(自発光)チョッキ	切創手袋
作業員	2	名	矢印板	黒板		警笛	シラスンダ
			ラバコン	カメラ		保護メガネ	

※現場で作業手順を変更する場合は作業を中止し、作業責任者からメンテ名古屋担当者へ報告・相談する。

※注意事項(共通の指導事項)に準ずる。

## ■注意事項(共通の指導事項)

<ol style="list-style-type: none"> <li>1.作業に適した保護具を着装する。</li> <li>2.センターライン付近の作業は十分注意する。</li> <li>3.各作業は、有資格者による作業を行うこと。</li> <li>4.はつり、清掃時、の小石等の一般車への飛散には、十分注意を行う。</li> <li>5.火災防止処置を行う事。(消火器の設置)</li> <li>6.保管等は、平積で保管する。</li> <li>7.手持ち式振動工具については取扱を十分理解し、使用する。</li> <li>8.作業で使用しない工具は、発電機を切るかコンセントを抜き、誤作動がおこらないようにする。</li> <li>9.手持ち式振動切創工具は切創手袋・切創防護衣を着装する。</li> <li>10.一人作業の禁止</li> <li>11.現場で作業手順を変更する場合は作業を中止して、現場責任者から工事担当者へ報告を行い、工事担当者はHSGと調整の上、現場責任者へ指示をだすものとする。</li> </ol>
--